

訓子府町関係機関職員を対象とした成年後見制度に関する状況等調査 集約結果

1. 調査目的

本調査は、訓子府町における成年後見制度に関する現状や課題等を把握し、成年後見制度利用促進に向けた取り組みへの示唆を得ることを目的に実施しました。

2. 調査対象機関（順不同）

- (1) 訪問看護事業所 (3事業所 管理者各1名)
- (2) 認知症高齢者グループホーム (1事業所 ホーム長1名・管理者2名)
- (3) 特別養護老人ホーム (1事業所 生活相談員・介護支援専門員・総務係長 各1名)
- (4) ケアハウス (1事業所 生活相談員1名)
- (5) 地域包括支援センター (1事業所 保健師3名・主任介護支援専門員1名)
- (6) 居宅介護支援事業所 (町内1事業所 主任介護支援専門員・介護支援専門員各1名)
(町外10事業所 管理者各1名)
- (7) 訪問介護事業所 (1事業所 サービス提供責任者1名)
- (8) 通所介護事業所 (3事業所 係長1名・管理者2名)
- (9) 障がい者グループホーム (1事業所 管理者1名)
- (10) 就労継続支援事業所 (1事業所 理事長1名・支援員2名)
- (11) 社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業担当者1名)
- (12) 訓子府町役場 (社会福祉係3名・介護保険係2名・健康増進係3名)
- (13) ケースワーカー (オホーツク総合振興局訓子府町担当者1名)
- (14) 北見地域基幹相談支援センター (相談支援専門員 訓子府町担当者1名)

3. 調査実施期間

令和4年9月1日（木）～令和4年9月21日（水）

4. 調査回答結果

調査対象機関（対象者）	配布数 （対象者数）	回答者数	回答率 （%）
①訪問看護事業所（管理者）	3	2	66.66
②認知症高齢者グループホーム（ホーム長・管理者）	3	3	100
③特別養護老人ホーム（生活相談員・介護支援専門員・総務係長）	3	3	100
④ケアハウス（生活相談員）	1	1	100
⑤地域包括支援センター（保健師・主任介護支援専門員）	4	4	100
⑥居宅介護支援事業所（主任介護支援専門員・介護支援専門員）	12	10	83.33
⑦訪問介護事業所（サービス提供責任者）	1	1	100
⑧通所介護事業所（係長・管理者）	3	3	100
⑨障がい者グループホーム（管理者）	1	1	100
⑩就労継続支援事業所（理事長・支援員）	3	3	100
⑪社会福祉協議会（日常生活自立支援事業担当者）	1	1	100
⑫訓子府町役場（社会福祉係・介護保険係・健康増進係）	8	8	100
⑬ケースワーカー（オホーツク総合振興局）	1	1	100
⑭北見地域基幹相談支援センター（相談支援専門員）	1	1	100
合計	45	42	93.33

設問 2. 権利擁護の観点から不安や困難さを感じる（または感じた）ことはありますか

回答	回答数	割合 (%)
ある	23	54.76
ない	19	45.24
計	42	100

設問 2-1 （設問 2 で「ある」と回答した方）貴事業所等の対象者に、以下に該当する事案はありますか（またはありましたか）（該当する番号すべてを選択、または自由記載欄に記載）

【契約等に関すること】

	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	ケアハウス	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	通所介護事業所	障がい者グループホーム	就労継続支援事業所	社会福祉協議会	訓子府町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	0	2	11	0	1	10	0	0	4	2	0	3	1	0	34
①本人は理解力の低下から給付金などの各種申請を行うことが難しい			2		1	3			1	1		3			11
②本人に代わって各種契約手続きや財産管理を行っている（または行ったことがある）			2						1						3
③医療機関やサービス事業所等から本人や家族に代わって署名や捺印を求められるので記入している（または記入したことがある）		1	2			1			1	1					6
④本人に代わって職員がケアプランや入院計画等に同意し署名している（したことがある）			1			1									2
⑤本人に代わって入院や施設入所の手続きを行っている（行ったことがある）			1			1			1						3
⑥本人に代わって職員が自宅の鍵を預かっている（または預かったことがある）		1	2			2									5
⑦本人は相続手続き、土地や住宅の名義変更が未了だが理解力の低下により手続きが難しいため放置されている			1			2							1		4

【金銭管理に関すること】

	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	ケアハウス	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	通所介護事業所	障がい者グループホーム	就労継続支援事業所	社会福祉協議会	訓子府町役場	ケースワーカー(振興局)	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	0	12	8	0	0	5	0	0	4	3	2	2	0	0	36
⑧本人は理解力の低下により、たびたび電気料金や家賃の支払いを滞納する(またはその可能性が強まっていると感じる)			1									1			2
⑨本人は理解力の低下により、たびたび医療費やサービス利用料金を滞納する(またはその可能性が強まっていると感じる)			1												1
⑩本人は理解力の低下により、銀行ATMの操作が難しくなってきた(すでに難しい)、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた(すでに難しい)ので、一緒に窓口等へ行って手続きの支援をしている(またはしたことがある)		2				1			1	1					5
⑪本人は理解力の低下により、銀行ATMの操作が難しくなってきた(すでに難しい)、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた(すでに難しい)ので、本人に代わってATMの操作や預金の引き出しを行っている(または行ったことがある)		2	1						1						4
⑫本人から通帳や印鑑、お金が無くなった、取られたと言われるのでトラブルに巻き込まれるのではないかと強い不安を感じる		3	1							1	1				6
⑬家族が本人の年金等(財産)を使い込んでしまう(または家族の生活費に充てられている)ので、本人の生活費やサービス利用料金が不足する(または不足したことがある)		2	2			1			1	1					7
⑭本人は金銭管理能力に乏しく、金融機関や消費者金融、知人等から借金を繰り返してしまう											1				1
⑮親族や身元引受人に連絡がつかない(またはつきにくい)。不安定な協力者であり支援の方向性の決定や支払い等に不安がある(または支払いが滞る)		3	2			3			1			1			10

【意思決定支援、家族支援等に関すること】

	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	ケアハウス	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	通所介護事業所	障がい者グループホーム	就労継続支援事業所	社会福祉協議会	訓子府町役場	ケースワーカー(振興局)	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	2	15	10	8	0	31	0	0	4	8	2	4	1	0	85
⑩家族等がないと入院や施設入所等ができないと言われ困った			1			3						1			5
⑪保証人・身元引受人がないと入院や施設入所ができないと言われ困った			1			3				1					5
⑫協力を願える親族がおらず入院や施設入所受け入れに迷う(または必要以上に時間を要した)			2			2			1						5
⑬協力を願える親族がいないため入院や施設入所受け入れを断った			1												1
⑭親族、身元引受人は高齢であり、近い将来、協力を願うことが難しくなると感じている		3	2			2			1	2			1		11
⑮認知症や知的障がい等の本人を全面的に支えてきた家族等が急にいなくなってしまうと、たちまち本人の生活は難しくなると考えられる		3	2			2				2		2			11
⑯本人が入院した際に、協力してくれる家族等がないので、職員が衣類や日用品を用意したり洗濯を行っている(または行ったことがある)		3	1			2			1						7
⑰本人は理解力が低下しており自分の意思をうまく伝えられないので、日常生活に必要な判断全般を職員が行っている(または行ったことがある)				2		1			1	1					5
⑱認知症や知的障がいの本人を支える家族(配偶者等)も、同様に認知症や知的障がいである	1	3		2		3									9
⑲対象者は認知症・知的障がい等で独居、かつ子ども・親族がいない(または疎遠である)ので、急遽な入院や死去の際のことを考えると強い不安がある		1		1		2				1					5
⑳本人の理解力は乏しく、かつ日常や今後の生活を検討するうえで相談できる親族等がない(または疎遠であり相談する関係にない)				1		4				1	1	1			8
㉑本人死亡後の各種手続きや対応を誰が行うのか決まっていない(または決めることが難しい)						3					1				4

⑳ 家族等に代わって職員が（または機関として）保証人を引き受けている（または引き受けたことがある）																0
㉑ 家族等に代わって職員が（または機関として）身元引受人となっている（なっていたことがある）																0
㉒ 本人の意思を尊重したいが、家族等の意見が強いためどうしても家族等の意向に傾倒した支援（ケアプラン作成を含む）となってしまう	1	2		2		4										9
㉓ 該当する項目は特にない																0

㉔ 自由記載

<p>【障がい者グループホーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延命措置等の判断する家族がない（現在は手続き進行中） <p>【特別養護老人ホーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症を理解せず、過去の土地の話で本人を困乱させ間に入った時、「あなたはこの方の後見人か何かですか？」と高圧的な態度をとられたが、本人を守るため、話を伺い、お手紙のみ頂いたことがある。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業対象者と関わる上で、ボランティアなど直接対象者と関わる方が感じる不安もあり、それを拾い、受け止める仕組み、またその都度適切な事業やサービスへのつなぎや移行等について検討する必要がある、関係機関への関係づくりが重要と感じる。 <p>【居宅介護支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独居であり、身内は遠方の為、関係性がほとんどなく近所の方の協力をうけている。認知症の進行で、判断能力は弱くなっている。後見制度をすすめても、本人の納得が得られない状況で、様子観察している。 ・独居で、市内に弟はいるが、関係性が悪い。本人は後見人を検討しているが、入院になった際の保証人を心配する。（金銭管理においては、未だしっかりしている）。どこまで、後見人が介入してくれるのか、本人の希望とする支援内容に相違があり、後見人利用に迷いがある。
--

設問 2-2 貴事業所（事業所・施設・医療機関）が支援している（または貴医療機関・施設に入院・入所している）方の中で、令和4年8月1日現在、上記設問 2-1 に該当する対象者数（実数）をお聞かせください。※機関による重複回答を含む

	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	ケアハウス	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	通所介護事業所	障がい者グループホーム	就労継続支援事業所	社会福祉協議会	訓子府町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	0	0	199	0	8	43	0	0	44	30	0	1	2	0	327
① 本人は理解力の低下から給付金などの各種申請を行うことが難しい			62		1	18			18	9					108
② 本人に代わって各種契約手続きや財産管理を行っている（または行ったことがある）															0

③医療機関やサービス事業所等から本人や家族に代わって署名や捺印を求められるので記入している（または記入したことがある）									18	1						19
④本人に代わって職員がケアプランや入院計画等に同意し署名している（したことがある）																0
⑤本人に代わって入院や施設入所の手続きを行っている（行ったことがある）																0
⑥本人に代わって職員が自宅の鍵を預かっている（または預かったことがある）			1			2										3
⑦本人は相続手続き、土地や住宅の名義変更が未了だが理解力の低下により手続きが難しいため放置されている						1							1			2
⑧本人は理解力の低下により、たびたび電気料金や家賃の支払いを滞納する（またはその可能性が強まっていると感じる）						1										1
⑨本人は理解力の低下により、たびたび医療費やサービス利用料金を滞納する（またはその可能性が強まっていると感じる）																0
⑩本人は理解力の低下により、銀行ATMの操作が難しくなってきた（すでに難しい）、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた（すでに難しい）ので、一緒に窓口等へ行って手続きの支援をしている（またはしたことがある）										1						1
⑪本人は理解力の低下により、銀行ATMの操作が難しくなってきた（すでに難しい）、または預貯金の払い戻しが難しくなってきた（すでに難しい）ので、本人に代わってATMの操作や預金の引き出しを行っている（または行ったことがある）																0
⑫本人から通帳や印鑑、お金が無くなった、取られたと言われるのでトラブルに巻き込まれるのではないかと強い不安を感じる			1			1					1					3
⑬家族が本人の年金等（財産）を使い込んでしまう（または家族の生活費に充てられている）ので、本人の生活費やサービス利用料金が不足する（または不足したことがある）			1								1					2
⑭本人は金銭管理能力に乏しく、金融機関や消費者金融、知人等から借金を繰り返してしまう																0
⑮親族や身元引受人に連絡がつかない（またはつきにくい）。不安定な協力者であり支援の方向性の決定や支払い等に不安がある（または支払いが滞る）									1						1	2

⑩家族等がないと入院や施設入所等ができないと言われ困った												1			1
⑪保証人・身元引受人がないと入院や施設入所ができないと言われ困った					1										1
⑫協力を願える親族がおらず入院や施設入所受け入れに迷う（または必要以上に時間を要した）					1					1					2
⑬協力を願える親族がいないため入院や施設入所受け入れを断った															0
⑭親族、身元引受人は高齢であり、近い将来、協力を願うことが難しくなると感じている			2		1				7	6				1	17
⑮認知症や知的障がい等の本人を全面的に支えてきた家族等が急にいなくなってしまったら、たちまち本人の生活は難しくなると考えられる			62			14					7				83
⑯本人が入院した際に、協力してくれる家族等がないので、職員が衣類や日用品を用意したり洗濯を行っている（または行ったことがある）															0
⑰本人は理解力が低下しており自分の意思をうまく伝えられないので、日常生活に必要な判断全般を職員が行っている（または行ったことがある）			62			2					1				65
⑱認知症や知的障がいの本人を支える家族（配偶者等）も、同様に認知症や知的障がいである			3												3
⑲対象者は認知症・知的障がい等で独居、かつ子ども・親族がいない（または疎遠である）ので、急遽な入院や死去の際のことを考えると強い不安がある			1			2					1				4
⑳本人の理解力は乏しく、かつ日常や今後の生活を検討するうえで相談できる親族等がない（または疎遠であり相談する関係にない）					2	1					1				4
㉑本人死亡後の各種手続きや対応を誰が行うのか決まっていない（または決めることが難しい）															2
㉒家族等に代わって職員が（または機関として）保証人を引き受けている（または引き受けたことがある）															0
㉓家族等に代わって職員が（または機関として）身元引受人となっている（なっていたことがある）															0
㉔家族等に代わって職員が（または機関として）身元引受人となっている（なっていたことがある）			4												4

設問2-3. 貴職が現在関わっている（または過去に関わったことのある）対象者のうち、設問2-1に記載された事例に当てはまる対象者で助言や具体的な相談対応を必要とする（希望する）ケースはありますか。※機関による重複回答を含む

- ① 今は特に必要としない（希望しない 件数：17事業所）
- ② 希望する
 - A すぐに相談したい （件数：0件）
 - B 1か月以内に相談したい （件数：0件）
 - C 3か月以内に相談したい （件数：0件）
 - D 特に希望時期はないが、ゆくゆくは相談したい（件数：5事業所 対象者5件）
 （または相談した方が良いのではないかと感じている）

設問3 「成年後見制度」に関する主な制度概要について、あなたの理解度（どの程度説明できるか）をお聞かせください。（該当する項目1つを選択）

	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	ケアハウス	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	通所介護事業所	障がい者グループホーム	就労継続支援事業所	社会福祉協議会	訓子府町役場	ケースワーカー（振興局）	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	2	3	3	1	4	10	1	3	1	3	1	8	1	1	42
①制度を熟知しており、説明ができる					1	1					1				3
②名称や概要は知っているが、説明はできない（説明に不安がある）	2	3	3	1	3	9	1	2	1	3		7		1	36
③名称を聞いたことがある								1				1	1		3
④聞いたことがない（わからない）															0
⑤無回答															0

設問4 成年後見制度の利用が進まない理由はどのようなことだと思いますか
(該当する番号すべてを選択)

	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	ケアハウス	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	通所介護事業所	障がい者グループホーム	就労継続支援事業所	社会福祉協議会	訓子府町役場	ケースワーカー(振興局)	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	10	17	24	5	20	46	10	12	1	15	8	26	7	7	208
①後見人がいなくても家族・親族がいるから	2	3	2	1	1	7				2	1	1		1	21
②どういうときに利用して良いかわからないから		2	1	2	3	4				1	1	1		1	16
③漠然とした不安はあるが、具体的な困りごとになっていないから			2		3	2		1			1	3		1	13
④手続き全般が大変そうだから		3	2		2	6	1	2		2	1	7	1	1	28
⑤成年後見制度の認知度が低いから	2		2	1	3		1			2		2	1		14
⑥成年後見制度に使われる用語((例)申立、代理権、身上保護、法定後見など)が難しく感じられるから	1		3		3	2	1	3	1	1		3	1	1	20
⑦成年後見制度に関わる専門職や機関の敷居が高く感じられるから					1	2	1			1	1	2			8
⑧他人(家族を含む)に財産などを任せることについて本人が理解しないから(拒否や抵抗含む)	2		2		1	4	1			1		2			13
⑨成年後見制度が必要と判断されるが、家族等周囲に利用意思がないから(親族や知人が反対するなど)		3	2			1		1			1	2		1	11
⑩利用申請(申立)を行う人がいないから	1		1			1		1					1		5
⑪本人の利用意思が定まるまでに時間がかかる、または気持ちの揺らぎがあり利用決定に至らないから			2			5		1		2					10
⑫利用申請(申立)のために必要な書類等の作成が難しく、準備できないから		3			1	3	1					3	1		12
⑬成年後見の利用申請(申立)費用を工面するのが困難だから	1		1		1	2	1							1	7
⑭利用申請や利用中の費用がどのくらいかかるか不明瞭だから		3	2	1	1	4	1	1		3	1		1		18
⑮本人の財産額が少なく後見人への報酬支払いが困難だから			1			1	1	1							4
⑯家庭裁判所への利用申請(申立)に抵抗感があるから	1					2					1		1		5
⑰信頼できる後見人が見当たらないから			1				1	1							3

⑰自由記載

(自由記載)

【居宅介護支援事業所】

本人が、後見人の支援内容に不明瞭な点が多い(内容確認で中止)支援内容が、本人の希望とするものに対応していない。

設問5 すべての方にお伺いします。貴職は「成年後見制度利用支援事業」を知っていますか。(該当する項目一つを選択)

	訪問看護事業所	認知症高齢者グループホーム	特別養護老人ホーム	ケアハウス	地域包括支援センター	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	通所介護事業所	障がい者グループホーム	就労継続支援事業所	社会福祉協議会	訓子府町役場	ケースワーカー(振興局)	北見地域基幹相談支援センター	合計
計	2	3	3	1	4	10	1	3	1	3	1	8	1	1	42
①事業内容について理解している(人に説明できる)					1	2									3
②事業を知っており、内容についてもある程度理解している(ある程度説明できる)	2		3		1	4		1	1	1	1	3		1	18
③聞いたことはあるが、どのような事業か十分にわからない(十分に説明できない)		3		1	2	4	1	1		2		5	1		20
④知らない(わからない)								1							1
⑤無回答															0

設問6 訓子府町における権利擁護支援に関する今後の取り組み等についてご要望等がありましたらお聞かせください。

(自由記載)

【居宅介護支援事業所】

・すみません。分かりません、でよろしいでしょうか。

【役場】

・制度が定着するまでには時間がかかると思われるので、事務を進める際には、早急すぎず、また遅すぎないよう、ケース(事務)によって配慮する必要があると思います。

【特別養護老人ホーム】

・設問2-2の特筆あり ※特養については、基本的に理解力が低下した方が入所されているケースが多く、すべての入所者が対象となりえるとも考えられる。